

枚方市立 津田中学校 P T A 規約

第一章 名称及び事務局

第 1 条 この会は津田中学校 P T A と呼び事務局を津田中学校に置きます。

第二章 目的及び活動

第 2 条 この会は家庭と学校及び関係機関が一体となって、生徒の幸福な成長をはかる事を目的とします。

第 3 条 この会は第 2 条の目的を達成する為に次の活動を行います。

1. よい保護者、よい先生となるよう努めます。
2. 学校と家庭との緊密な連携によって、生徒の健全な活動を助成します。
3. 地域社会が生徒のよき環境となるよう努めます。
4. 公費による教育の充実に努めます。
5. その他、この会の目的達成に必要な事を行います。

第三章 方針

第 4 条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従います。

1. 本会は他の団体または機関の支配や干渉は受けません。
2. 目的を同じくする他団体及び機関と協力します。
3. 特定の政党や宗教を支持したり又営利を目的とする行為を行いません。
4. 学校の人事、その他管理運営等には干渉しません。

第四章 会 員

第 5 条 この会の会員は、次の通りです。

1. 本校に在籍する生徒の両親、または保護者。
2. 本校に勤務する教職員。

第 6 条 会員はすべて平等の権利と義務を有します。

第 7 条 本会は、枚方市 P T A 協議会、大阪府 P T A 協議会、日本 P T A 協議会に加盟します。

第五章 経理

第 8 条 この会の活動に関する経費は、会費、寄付金及び、その他の収入によります。

第 9 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わります。

第六章 役員及び報酬

第 10 条 この会の役員は次の通りです。

1. 会長 1 名 両親、または保護者から選ぶ。
2. 副会長 2 名 両親、または保護者から選ぶ。
3. 書記 1 名 教職員と両親、または保護者から選ぶ。
4. 会計 1 名 教職員と両親、または保護者から選ぶ。
5. 企画運営委員長 1 名 教職員と両親、または保護者から選ぶ。

第 11 条 役員、会計監査委員の選出は次の通りです。

1. 役員、会計監査委員は総会において無記名投票により選出する。
2. 役員、会計監査候補者は次の通りとする。
 - ア) 自ら立候補した者。
 - イ) 指名委員会において推薦された者。
 - ウ) その他会員から推薦された者。

第 12 条 役員の任期は 1 年とし、再選は妨げません。

第 13 条 役員は次の職務を行います。

1. 会長は本大会の代表者であり、会務を執行し、総会並びに企画運営委員会を招集する。また、会長は各委員長を委嘱する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
3. 書記はこの会の庶務を担当する。
4. 会計はこの会の会計事務を担当する。
5. 企画運営委員長は企画運営委員会の議事運営の司会をする。

第 14 条 本会は顧問を置く事ができます。顧問は企画運営委員会で推薦された本会の諸問に応じます。

第七章 会計監査委員

第15条 この会は経費を監査するために2名の会計監査委員を置きます。

第16条 会計監査委員は役員選出に準じて行い総会の承認を受けます。

第17条 会計監査委員は年2回、会計の報告を受け、これを監査し総会します。

第八章 選挙管理委員会及び指名委員会

第18条 選挙管理委員会

1. 選挙管理委員会は、会員の中から企画運営委員会において各学年副委員長と本部役員により構成されます。
2. 選挙管理委員会は、次年度役員選出のための公示を行い、期間を設け立候補を受け付けます。その期間は1週間とします。
3. 定数以上の立候補の役員については、立候補者名を告示し、総会において選挙を行います。
4. 定数の立候補者の役員については、会員に告示のうえ総会において承認を得ます。
5. 立候補者が定員に満たない場合は、指名委員会から報告を受けます。報告を受けた場合は、立候補者と同様の扱いとします。
6. 役員の立候補者を3月の決算総会の1週間前までに告示しておかなければなりません。
7. 選挙管理委員会の任期は、発足より3月の総会において役員の選出が完了するまでとします。
8. その他、役員選出に関する一切の事務を行います。

第19条 指名委員会

1. 指名委員会は会員の中から各クラス1名を常任委員選出と同時に選出し、構成されます。
2. 指名委員会は立候補者が定数に満たない役員については、次年度役員候補を推薦し本人の承諾を得たうえ定数を充足し、選挙管理委員会に報告します。
3. 指名委員会の任期は発足より選挙管理委員会の解散と同時に終了します。
4. 指名委員会は選挙管理委員会と兼ねることはできません。

第九章 総会

第20条 総会はこの会の最高議決機関です。

第21条 総会は定期総会を年2回開き、役員を選出と決算報告の承認並びに予算案及び年間事業計画の審議、その他、重要事項の決議をします。

第22条 総会の成立は会員の5分の1（委任状を含む）以上とし、議決は出席委員の過半数の同意を必要とします。

第23条 臨時総会は会長、または会員の5分の1の要求があれば開くことができます。

第十章 企画運営委員会

第24条 企画運営委員会は総会に次ぐ議決機関です。

本会の目的を達成するため予算案の作成、行事、事業の企画運営及び各種委員会の意見の総合調整を行います。

第25条 企画運営委員会の構成は次の通りとします。

1. 役員
2. 常任委員長・副委員長
3. 校長、教頭
4. 教職員若干名

第26条 企画運営委員会は会長が招集し、毎月1回の定例に開催する事を原則とします。

第27条 企画運営委員会の成立は構成委員の3分の1以上とします。

第28条 会長は構成委員の4分の1以上の要請のあった場合は、企画運営委員会を招集しなければなりません。

第十一章 常任委員会及び特別委員会

第29条 この会は目的達成のために、次の委員会を常設します。

常任委員会は会長が承認の上、いつでも開く事ができ、会の決定は出席委員の過半数で成立します。

第30条 常任委員の選出

1. 原則、各学級ごとに生徒の保護者から、常任委員各1名、各学年で一定数を選出します。
2. 各常任委員会の委員長・副委員長は、常任委員の互選により選出します。

第31条 常任委員会

常任委員会は生徒が充実した学校生活が過ごせるよう先生と保護者との連絡に努めると共に、学校の諸運営に協力します。

1. 「学年委員会」

- 1) 学年の問題や学級相互の連絡調整に努め、生徒の健全な育成に努めます。
全学年の相互の課題を審議し、委員、会員の研修を行います。
- 2) 学級委員は学年ごとに学年委員会構成し、うち1名は学年委員長となります。
- 3) 学年委員長は学年集会を開くことができます。
全学年の相互の課題を審議し、委員、会員の研修を行いません。

2. 「広報委員会」

P T A新聞、会報などの刊行並びに文化活動を行ない、会員の意見交換に努めます。

3. 「環境改善委員会」

学校内外の環境改善と美化保全に努めます。

4. 「生活指導委員会」

生活指導の各種問題を審議すると共に、会員の研修の場として校外生活指導に努めます。

第32条 特別委員会

「特別委員会」は必要に応じて設けられ、企画運営委員会の付記動議を審議執行します。
特別委員会は企画運営委員会が推薦する若干名により構成します。

第十二章 改正

第33条 この規約改正は総会で出席人員の3分の2以上の賛成がなければなりません。

第十三章 細則

第1条 この会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限り、企画運営委員会が制度改廃の議決をなし、総会に報告しなければなりません。

第2条 会費は普通会費、特別会費とします。

1. 普通会費は一家庭につき、月額250円とします。

第3条 前年度役員は新役員が就任するまでその会務を行います。

第4条 生活指導委員の任務は、5月1日より翌年4月30日までとします。

第5条 学年委員長、広報委員長、環境改善委員長、生活指導委員長、及び副委員長は、役員が合議のうえ任命することができます。

第6条 企画運営委員会に委員長が欠席の場合、副委員長が代行することができます。

第十四章 個人情報取扱

(目的)

第1条 この規約は枚方市立津田中学校PTA（以下「本会」という）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員・会員及びその他の個人情報（以下「個人情報」という）の取り扱いについて定めるものとする。なお、個人情報は紙媒体のほか、電子媒体にして保管するものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行なう。PTA活動においても個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報の取扱者は、PTA役員とする。ここでいう役員の範囲は、本部役員及び各委員の長・副とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、業務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その担当する役割を退いた後も同様とする。

(収集方法と周知)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、取扱い方法を、総会資料又は通知などにより会員に周知する。

(利用目的)

第7条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費の請求と集金（なお集金依頼のため枚方市立津田中学校と共同利用する）
- (2) 文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成と管理
- (4) 本会役員・委員の選出

(5) 本会活動のための連絡

(管理)

第 8 条 個人情報、管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで適正かつ速やかに破棄する。

(保管および持ち出し等)

第 9 条 個人情報を取扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れる等適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行なうこととする。

(第三者提供の制限)

第 10 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき

(3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(情報の開示等)

第 11 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。また、会員は取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての事項について、同意を取り消すことができる。

不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては削除の連絡をすることでこれに替える。

(情報漏えい等の対応)

第 12 条 個人情報が漏えい等（紛失を含む）した恐れがあることを把握した場合は直ちに管理者に報告、適切かつ迅速に処理に努めなければならない。

(研修)

第 13 条 本会は、PTA 役員に対して、個人情報の取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(個人情報の取得)

第 14 条 本会が取扱う個人情報については、PTA 会長に書面で提出された次の事項とする。

会員氏名、住所、電話番号、生徒氏名、その他対象者の同意を得た事項

(改正)

第 15 条 本会の「枚方市立津田中学校 P T A 個人情報取扱い規約」は総会において改正する。

附則

本規約は、令和5年4月1日より施行する。

平成9年4月改訂 第33条追加

平成11年3月改訂 選挙管理委員会・指名委員会の条項を改訂

平成14年3月改訂 郊外補導関連の条項及び文言の改訂

平成16年3月改訂 郊外補導関連の条項を改訂

平成17年3月改訂 常任選出及び校外補導関連の条項と名称を改訂

平成21年3月改訂 会費関連の条項を改訂

平成23年3月改訂 常任委員の選出の改訂、委員会の改編

平成25年3月改訂 役員・常任委員選出の条項を改訂、常任委員会の名称を改訂、文言を修正

平成26年3月改訂 選挙管理委員会・指名委員会の条項を改訂

平成30年6月改訂 第十四章「個人情報について」を追加、第六章 第10条 書記・会計人数変更
(2名→1名)

令和5年3月改訂 第六章 第11条 役員選出に関する但書削除、第十一章 第30条 常任委員の
人数を各学級1名から各学年一定数へ、第十一章 第31条 文化教養委員の廃止

津田中学校 P T A 内規

1. 弔 事

(1) 会員死亡

弔 旗
香 資
会 葬

(2) 生徒死亡

弔 旗
香 資
会 葬

(3) 学校職員・本人

弔 旗
香 資
会 葬

※都合により、弔旗を柩一対とすることができる。

1. 災害事故

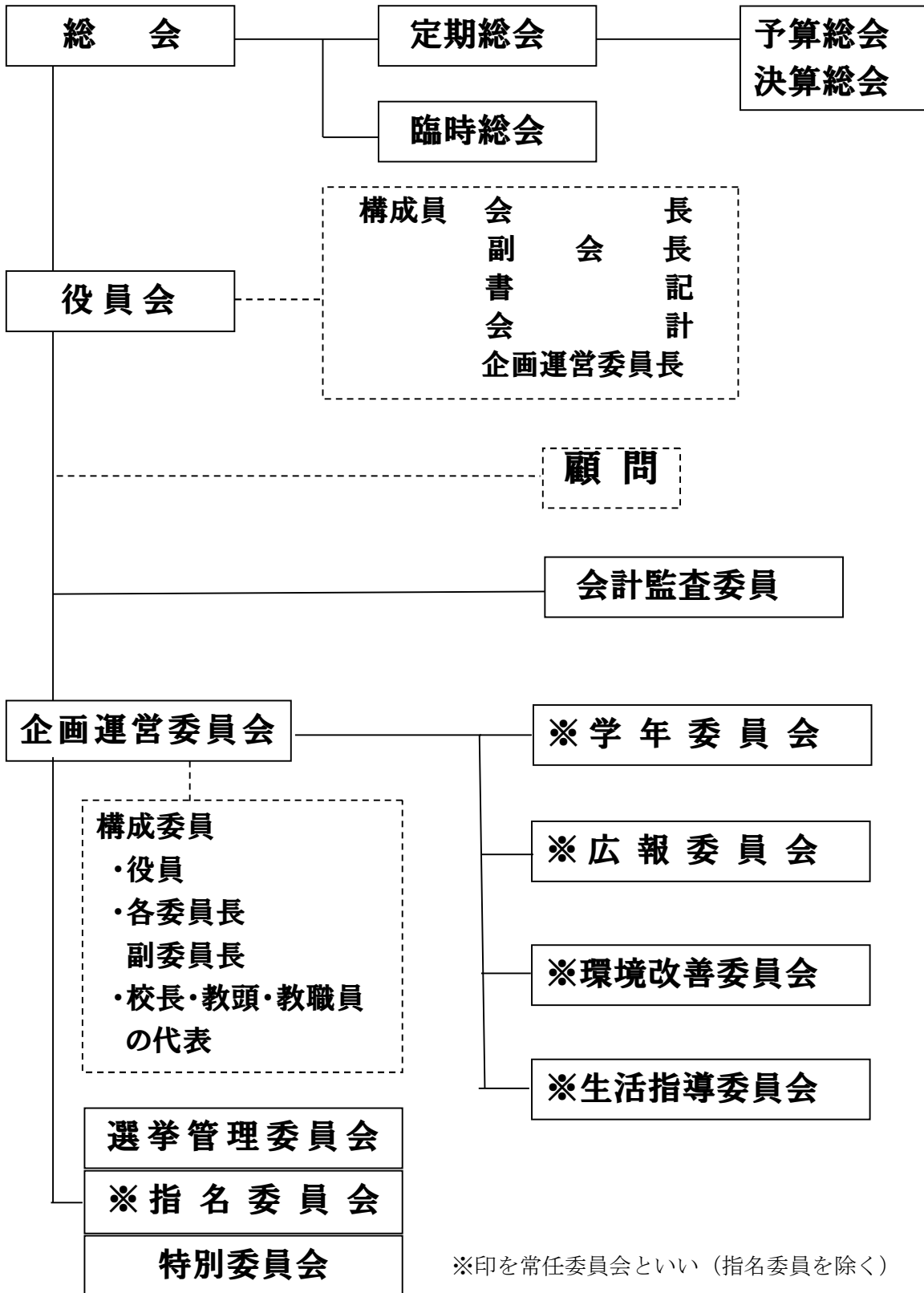
見 舞

1. その他

この内規にない事態については、企画運営委員会にはかり決定する。但し、緊急の場合には、会

長の裁量に任ずものとする。

津田中学校 P T A 組織図



※印を常任委員会といい（指名委員を除く）
各委員長・副委員長を置く。